

**都市における法律相談窓口の設置状況等及び司法アクセス
等の拡充に関する都市の意見について**

目次

．都市における法律相談窓口の設置状況等について

1．法律相談の実施状況

- (1) 設置数
- (2) 設置年度・設置した経緯
- (3) 相談窓口開設日時等
- (4) 相談対応者
- (5) 相談件数
- (6) 事業予算（平成 14 年度予算額）
- (7) 対応充足度
- (8) 弁護士事務所開設状況

2．法律相談業務を実施していない理由

．司法アクセス等の拡充に関する都市の意見

- 1．司法の利用相談窓口の拡充・利用拡大について
- 2．市の相談窓口における司法に関する総合的な情報提供について
- 3．消費生活センターなどの相談窓口における司法に関する総合的
情報提供について

本資料は、全国30市を対象にアンケート調査を行い、回答のあった29市の結果をまとめたものである。

調査対象市内訳	5万人未満	8市	5万～10万人未満	7市
	10万～30万人未満	9市	30万人以上	6市

．都市における法律相談窓口の設置状況等について

1．法律相談の実施状況

(1) 設置数等

法律相談窓口設置状況

法律相談窓口を設置している	24市
法律相談窓口を設置していない	5市

相談事項・内容（主なもの）

- ・ 家事事件（離婚、親権、相続等）
- ・ 金銭貸借（サラ金・消費者金融、自己破産等）
- ・ 不動産関係（土地・建物の賃貸借、土地の売買、土地の境界、相隣関係、日照権等）
- ・ 損害賠償
- ・ 契約、保証
- ・ 登記
- ・ 交通事故
- ・ その他（労働、商事、刑事等）

(2) 設置年度・設置した経緯

設置年度

- 昭和 5 0 年以前から設置している 1 4 市
- 昭和 5 1 年から昭和 6 4 年の間に設置 5 市
- 平成元年以降に設置 5 市

設置経緯

- 市民サービス 1 7 市
 - 弁護士不足 6 市
 - その他 1 市
- その他・・・弁護士会及び法律相談センターからの要請による

(3) 相談窓口開設日時等

月回数

- 月 1 回以下 9 市
- 月 2 回～ 3 回 8 市
- 週 1 回 3 市
- 週 2 回以上 4 市

時 間

- 3 時間未満 7 市
- 3～ 5 時間 1 2 市
- 5 時間以上 5 市

費 用

- 無料としている 2 4 市
- 有料としている 0 市

(4) 相談対応者

○ 弁護士会	19市
○ 市在住弁護士	1市
○ 顧問弁護士	1市
○ その他	3市

(5) 相談件数 (平成 14 年度実績)

年間件数

200 件以下	10市
201 ~ 400 件	4市
401 件以上	8市
集計していない	3市

最大・最小件数

最大件数	1,098件
最小件	29件

(6) 事業予算 (平成 14 年度予算額)

○ 100 万円未満	10市
○ 100 ~ 300 万円	8市
○ 301 ~ 500 万円	4市
○ 500 万円以上	2市

(7) 対応充足度

- | | |
|------------|-------|
| ○ 十分充足している | 1 市 |
| ○ 概ね充足している | 1 9 市 |
| ○ 十分とはいえない | 4 市 |

《十分とはいえない理由》

- ・ 弁護士の確保が困難。
- ・ 相談希望者が予定数を超える。
- ・ 相談希望者が多く、相談時間も一人30分と限られているため、十分な解決方法の得られないケースもある。
- ・ 相談希望は年々増加しているが、予算的な問題もあり、現状を維持（月2回開催）することが精一杯。

(8) 弁護士事務所開設状況

弁護士事務所開設状況

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○ 開設されていない | 6 市 |
| ○ 1 事務所開設 | 4 市 (合計 4 人) |
| ○ 2 ~ 1 0 事務所開設 | 5 市 (合計 4 2 人) |
| ○ 1 1 以上事務所開設 | 6 市 (合計 2 8 6 人) |
| 不明 | 3 市 |

弁護士事務所開設状況（人口別）

- | | 既設 | 未設 |
|------------|-----|-----|
| ○ 人口5万人未満 | 4 市 | 3 市 |
| ○ 人口10万人未満 | 3 市 | 1 市 |
| ○ 人口30万人未満 | 9 市 | 1 市 |
| ○ 人口30万人以上 | 6 市 | - |

2 . 法律相談を実施していない理由

法律専門家の確保に要する予算上の制約及び組織・人員体制の未整備。

司法側で対応すべき内容が多いため。

県・地区弁護士会において連携して法律相談を行っているため。

司法アクセス等の拡充に関する都市の意見

1. 司法の利用相談窓口の拡充・利用拡大について

司法について、利用相談窓口の拡充等を推進すべき：9団体
取り組むに当たって検討を要する：3団体
市の現状では対応できない：1団体

【意見の趣旨】

- ・利用者にとって情報収集できる窓口等が身近に存在し、情報をより多く提供することは有益であるとの意見が多いが、取り組む場合の検討事項として、数点が挙げられている。

《取り組む場合の検討事項》

- ・利用手続の簡素化、費用の低減
- ・裁判所の相談担当者の増員
- ・親切・丁寧な対応
- ・交通利便性のよい場所に設置
- ・弱者に配慮した窓口の設置
- ・インターネット利用の場合、高齢者等に配慮した工夫が必要

《現在行っている取り組み（参考例）》

- ・裁判所、法務局、弁護士会の作成した公共性の強いポスター、チラシ、案内等で各区役所、市役所広報・広聴担当課にて掲示配布等を行っている。また、市民等から問合せ等があれば簡単な内容説明を行っている。

2 . 市の相談窓口における司法に関する総合的な情報提供について

取り組むに当たっては検討を要する：6 団体
市の現状では対応できない：4 団体
総合的な情報提供について推進すべき：3 団体
既に取り組んでいる：2 団体

【意見の趣旨】

- ・ 司法に関する総合的な情報提供については、専門性等が高いことから基本的には、裁判所、法律扶助協会、各弁護士会等での情報提供の充実、拡大により対応すべきであるが、市の相談窓口において、総合的な情報を提供できる場ができることも、市民にとって好ましい。ただし、現時点での対応は困難（専門的な見地をもつ職員の配置が必要、対応する職員等の研修など受け皿作りが必要）との意見が多い。また、取り組む場合の検討事項として3点挙げられている。

《取り組む場合の検討事項》

- ・ 情報の収集や管理、情報レベルの統一など、各機関の連携が大切。
- ・ 人材の確保、研修制度を要する。
- ・ 司法の側から市相談窓口へのIT等を駆使した積極的な情報提供。

《現在行っている取り組み（参考例）》

- ・ 市の「総合相談室」の相談員4名のうち、1名が地方裁判所書記官OBであり、司法に関する情報提供や助言・指導にあたっている。

3 . 消費生活センターなどの相談窓口における司法に関する総合的情報提供について

市の現状では対応できない：7団体

取り組むに当たっては検討を要する：5団体

消費生活センターなど窓口において推進すべき：1団体

既に取り組んでいる：3団体

【意見の趣旨】

- ・ 相談員の司法に関する知識も十分ではないと思われるため、職員の質的向上と研修体制の確立が望まれるが、今以上に専門的な知識が要求されると考えられ、司法に関する総合的な情報提供は困難であるとの意見が多い。

また、債務整理などについては、扶助協会や弁護士会が行っている法律相談センターへの紹介や助言を行っており、司法サイドからの更なる情報提供が望まれるとの要望がある。